

令和3年9月7日招集

令和3年 第5回(9月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第75号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）	1
議案第76号	佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第77号	佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第78号	佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第79号	佐渡市認定こども園条例の制定について	9
議案第80号	佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第81号	公有水面埋立てに係る意見について（松ヶ崎地内）	14
議案第82号	新たに生じた土地の確認について（高瀬地内）	15
議案第83号	字の変更について（高瀬地内）	16
議案第84号	損害賠償の額を定めることについて	17
議案第85号	佐渡市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の策定について	18
議案第86号	令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について	19
議案第87号	令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について	19

議案第88号	令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	19
議案第89号	令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	19
議案第90号	令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	19
議案第91号	令和3年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について	19
議案第92号	令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について	19
議案第93号	令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について	19
議案第94号	令和3年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について	19
議案第95号	令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について	19

議案第75号

専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計
補正予算（第4号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第12号

専決処分書

令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年7月16日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第76号

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐渡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第77号

佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の
制定について

佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例

佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例(平成22年佐渡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐渡市過疎地域持続的発展特別事業基金条例

第1条中「佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金」を「佐渡市過疎地域持続的発展特別事業基金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の佐渡市過疎地域持続的発展特別事業基金条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の規定に基づき積み立てられた現金、有価証券等は、この条例による改正後の佐渡市過疎地域持続的発展特別事業基金条例の規定に基づき積み立てられた基金とみなす。

議案第78号

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例

佐渡市手数料条例（平成16年佐渡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「24の2の項から24の7の項まで」を「23の2の項から23の7の項まで」に改め、同条第2項中「20の項から23の項まで」を「19の項から22の項まで」に改める。

第5条の2第1項第1号中「24の2の項から24の4の項まで」を「23の2の項から23の4の項まで」に改め、同項第2号中「24の5の項から24の7の項まで」を「23の5の項から23の7の項まで」に改める。

別表全般の表中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の佐渡市手数料条例の規定は、令和3年9月1日から適用する。

議案第79号

佐渡市認定こども園条例の制定について

佐渡市認定こども園条例を次のとおり制定する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市認定こども園条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、佐渡市立認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
あいかわこども園	佐渡市相川下戸村218番地7

(事業)

第3条 認定こども園は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 法第9条各号に掲げる目標を達成するための教育及び保育の実施に関すること。
- (2) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(職員)

第4条 認定こども園に、園長、副園長その他必要な職員を置く。

(利用者負担額)

第5条 認定こども園の利用者負担額は、佐渡市保育園施設の利用者負担額徴収規則(平成16年佐渡市規則第86号)に定める額とする。

(その他の経費)

第6条 市長は、園児の教育、保育等に必要な経費に係る実費を徴収することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例)

- 3 佐渡市立幼稚園条例（平成16年佐渡市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第1条の表あいかわ幼稚園の項を削る。

(佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例（平成20年佐渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表相川保育園の項を削る。

議案第80号

佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例（平成19年佐渡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「蓄養」の次に「及び養殖」を加える。

別表佐渡海洋深層水蓄養施設の部を次のように改める。

佐渡海洋深層水蓄養施設	水槽容量1立方	1月	1,200
	メートル当たり	1日	40

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議案第81号

公有水面埋立てに係る意見について（松ヶ崎地内）

下記地先の公有水面埋立てについて、新潟県知事から意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 埋立位置

佐渡市松ヶ崎1388番2から同894番に至る間の地先公有水面

2 埋立面積

828.63㎡

3 埋立地の用途

道路用地及び海岸保全施設用地

4 埋立てに関する工事の施工に要する期間

着手の日から3年

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第82号

新たに生じた土地の確認について（高瀬地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認する。

記

土地の所在	面積（㎡）
佐渡市高瀬1238の8、1238の13地先の公有水面埋立地	25.19

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第83号

字の変更について（高瀬地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の第1項の規定により、当市の区域内の字を下記のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

記

変更前	変更後
佐渡市高瀬1238の8、1238の13地先の公有水面埋立地	佐渡市高瀬

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第84号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方 市外 法人

2 損害賠償の額 549,292円

3 事故の概要

- (1) 事故発生日 令和3年5月6日 午前11時25分頃
- (2) 事故の発生場所 佐渡市梅津地内
- (3) 事故の状況 給食配送車が後退走行中に電柱へ衝突し、破損した電柱の立て替えが必要となったもの。

過失割合 佐渡市 100%
相手方 0%

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第85号

佐渡市過疎地域持続的発展計画（令和３年度～令和７年度）の策定
について

佐渡市過疎地域持続的発展計画（令和３年度～令和７年度）の策定について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第８条第１項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和３年９月７日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（佐渡市過疎地域持続的発展計画（令和３年度～令和７年度）別紙添付）

- 議案第86号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第87号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第88号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について (予算書別紙添付)
- 議案第89号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について (予算書別紙添付)
- 議案第90号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて (予算書別紙添付)
- 議案第91号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）につ
いて (予算書別紙添付)
- 議案第92号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）
について (予算書別紙添付)
- 議案第93号 令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第94号 令和3年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第95号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）につい
て (予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第 75 号

《令和3年度 佐渡市一般会計補正予算（第4号）概要》

1 補正予算について

- ・ 市民が大規模接種会場で新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合の交通費（航路運賃）の一部を補助するための経費を計上
- ・ 梅雨前線の影響により7月6日から7日、及び11日から12日にかけて発生した大雨被害に係る災害復旧経費を計上

2 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	46,148,559
補正額	38,760
累計予算額	46,187,319

3 財源内訳

（単位：千円）

国庫支出金	4,000
（うち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金※ 4,000 千円	
※交付限度額に対する未計上額 106,299 千円）	
繰入金	34,760

4 補正項目

（単位：千円）

○ワクチン接種体制確保事業（新型コロナ対策）【市民生活課】

補正額： 4,000

- ・ 大規模接種交通費補助金 (補正額： 4,000)

○農地農業用施設災害復旧事業【農林水産課】

補正額： 20,560

- ・ 農地単独災害復旧事業 (補正額： 14,960)
 - 災害応急復旧工事 2 箇所
 - 災害応急復旧作業委託料 8 箇所
 - 小規模災害復旧事業補助金 21 箇所
- ・ 令和3年災農地・農業用施設災害復旧事業 (補正額： 5,600)
 - 測量設計業務委託料 7 箇所

○林業施設災害復旧事業【農林水産課】

補正額： 14,200

- ・ 林業施設単独災害復旧事業 (補正額： 8,200)
 - 災害応急復旧作業委託料 19 箇所
- ・ 令和3年災林業施設災害復旧事業 (補正額： 6,000)
 - 測量設計業務委託料 1 箇所

議案第 8 6 号

《令和 3 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 6 号）概要》

1. 補正予算について

- ・新エネルギー導入事業に要する経費を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	46,477,203
補 正 額	9,934
累計予算額	46,487,137

3. 財源内訳

（単位：千円）

繰入金	△63
諸収入	9,997

4. 補正項目

（単位：千円）

○【新規】新エネルギー導入事業【企画課】

補正額： 9,934

（事業内容）

2050 年までの脱炭素社会を見据えた佐渡市の新たなエネルギー計画の策定に向けた基礎情報の収集や現状分析、具体策の検討業務を行う。

議案第 8 7 号

《令和 3 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 7 号）概要》

1. 補正予算について

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、産業振興と雇用促進及び地域経済の活性化に要する経費を計上
- ・普通建設事業及び災害復旧経費に要する経費を計上
- ・その他の経費については、人事異動等に伴う人件費の補正を計上するほか、6 月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	46,487,137
補 正 額	2,077,787
累計予算額	48,564,924

3. 財源内訳

（単位：千円）

地方交付税	769,810
国県支出金	515,164
（うち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金※ 174,420 千円）	
※交付限度額 548,497 千円（本省繰越分 420,235 千円+事業支援分等 128,262 千円）	
に対する未計上額 60,141 千円	
繰入金	△731,364
繰越金	925,444
諸収入	688,397
市債	△106,987
（うち、臨時財政対策債 △195,487 千円）	
その他	17,323

4. 主な補正項目

（単位：千円）

1) ワクチン接種体制の確保

（事業内容）

ワクチン接種体制確保事業（新型コロナ対策）【市民生活課】補正額：60,934 千円
 新型コロナウイルスワクチンの個別接種及び集団接種に要する経費を増額する。

2) 産業振興と雇用促進

（事業内容）

緊急事業継続支援金（新型コロナ対策）【地域振興課】補正額：15,000 千円
 新潟県事業継続支援金の支給決定者に対し、佐渡市上乗せ分を支給する。

3) 地域経済の活性化

（事業内容）

- ①【新規】島民限定日帰り入浴促進事業（新型コロナ対策）【市民生活課】
 補正額：23,000 千円
 市内の日帰り入浴施設を半額で利用できるキャンペーンを実施する。
- ②【新規】プレミアムどこでも商品券発行事業（新型コロナ対策）【地域振興課】
 補正額：249,311 千円
 コロナ禍において落ち込んだ市内消費を喚起するため、プレミアム商品券を発行する。

- ③【新規】観光施設運営費（新型コロナ対策）【観光振興課】 補正額：17,500 千円
 昨年に引き続き、収入額の減少が大きな観光指定管理施設の経営継続を支援し、公の施設の安定した管理運営を図る。
- ④【新規】佐渡金銀山誘客促進事業（新型コロナ対策）【観光振興課】
 補正額：24,871 千円
 佐渡金銀山の世界文化遺産推薦候補選定決定に向けた気運の醸成を図るため、佐渡金銀山関連施設の入館料等割引キャンペーンを実施する。
- ⑤【新規】冬季プレミアム商品造成事業（新型コロナ対策）【観光振興課】
 補正額：12,050 千円
 佐渡産高級食材を活用した食事等の提供など富裕層をターゲットとした新たな観光誘客商品を造成し、旅行消費額の増加と満足度向上を図る。

4)【新規】外部人材活用事業【総務課】 補正額：8,580 千円

(事業内容)

民間外部人材を受け入れ、佐渡市の喫緊の課題解決を図る。
 ・おもてなし力向上に関する人材、デジタル分野に関する人材（特別交付税措置）

5) 創業・事業拡大等支援事業【地域振興課】 補正額：291,329 千円

(事業内容)

創業・事業拡大等を行う事業者に対し、事業資金の一部を支援する経費を増額する。

6) 病院補助事業【医療対策課】 補正額：38,000 千円

(事業内容)

市内医療体制の確保のため、公的病院への補助に要する経費を増額する。

7) 普通建設事業の追加

(事業内容)

- ①相川地区認定こども園整備費【子ども若者課】 補正額：20,328 千円
 外構工事費を増額する。
- ②非常用電源整備事業【防災管財課】 補正額：25,336 千円
 羽茂支所屋上の非常用電源設備設置工事費などを追加計上する。

8) 災害復旧経費の追加

(事業内容) 令和3年7月6日～7日及び7月11日～12日発生 of 梅雨前線豪雨災害

- ①農地・農業用施設災害復旧事業【農林水産課】 補正額：84,591 千円
 ・令和3年災農地・農業用施設災害復旧事業 80,411 千円
 ・農地単独災害復旧事業 4,180 千円
- ②林業施設災害復旧事業【農林水産課】 補正額：46,132 千円
 ・令和3年災林業施設災害復旧事業 20,032 千円
 ・林業施設単独災害復旧事業 26,100 千円

9) 市債（合併特例債）繰上償還【財政課】 補正額：445,830 千円

(事業内容)

高速カーフェリーあかねの売却に伴う、市債の繰上償還に要する経費を増額する。

議案第 88 号

《令和 3 年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）概要》

1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上

2 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	5,900,163
補 正 額	△ 5,235
累計予算額	5,894,928

3 財源内訳	(単位：千円)
一般会計繰入金	△ 5,235

4 補正内容	(単位：千円)
総務費	
一般管理費	△ 5,235

議案第 8 9 号

《令和 3 年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う繰越金、保険料等負担金を計上

2 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	824, 800
補 正 額	12, 376
累計予算額	837, 176

3 財源内訳

（単位：千円）

一般会計繰入金	△308
前年度繰越金	12, 684

4 補正項目

（単位：千円）

○総務費

- ・ 一般管理費（人件費） △308

○後期高齢者医療広域連合納付金

- ・ 前年度保険料精算金 12, 260

○諸支出金

- ・ 一般会計繰出金 424

議案第90号

《令和3年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）概要》

1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う介護給付費の返還金等の補正を計上

2 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	9,073,500
補正額	313,746
累計予算額	9,387,246

3 財源内訳

（単位：千円）

一般会計繰入金	9,766
繰越金	303,980

4 補正項目

（単位：千円）

総務費

- ・ 一般管理費（人件費） 補正額： △1,125

地域支援事業費

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業費（人件費） 補正額： 28
- ・ 包括的支援事業・任意事業費（人件費） 補正額： 10,863

基金積立金 補正額： 133,654

諸支出金 補正額： 170,326

議案第 9 1 号

《令和 3 年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 施設運営に必要な修繕費の補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う繰越金、一般会計繰出金の補正を計上

2 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	464,200
補 正 額	603
累計予算額	464,803

3 財源内訳

（単位：千円）

一般会計繰入金	△10,227
繰越金	10,830

4 補正項目

（単位：千円）

特別養護老人ホーム費

- ・ 一般管理費（人件費） 補正額： △11,251
- ・ 一般管理費（修繕費） 補正額： 1,024

諸支出金

- ・ 一般会計繰出金 補正額： 10,830

議案第 9 2 号

《令和 3 年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う繰越金、一般会計繰出金の補正を計上

2 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	604,200
補 正 額	27,799
累計予算額	631,999

3 財源内訳

（単位：千円）

一般会計繰入金	△14,023
繰越金	41,822

4 補正項目

（単位：千円）

介護老人保健施設費	
・ 一般管理費（人件費）	補正額： △14,023
諸支出金	
・ 一般会計繰出金	補正額： 41,822

議案第 9 3 号

《令和 3 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 1 号）概要》

【令和 3 年度補正予算（第 1 号）】

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 地域包括ケア病床導入による補正増
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、医療機器の購入、トイレ等手洗用自動水栓化改修に係る補正増

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	1,485,831	95,745	1,581,576
支出	1,887,596	△43	1,887,553
収支	△401,765	95,788	△305,977

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 1 号	補正後	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	1,114,229	76,489	1,190,718	371,602	19,256	390,858
支出	1,338,558	21,249	1,359,807	549,038	△21,292	527,746
収支	△224,329	55,240	△169,089	△177,436	40,548	△136,888

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 2 号	補正後
収入	845,040	4,872	849,912
支出	723,916	3,960	727,876
収支	121,124	912	122,036

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 1 号	補正後	既決予定額	補正 1 号	補正後
収入	745,418	4,872	750,290	99,622	0	99,622
支出	714,294	3,960	718,254	9,622	0	9,622
収支	31,124	912	32,036	90,000	0	90,000

【両津病院】

- [補正額] ・ 収益的収入 76,489 千円 ・ 収益的支出 21,249 千円
 ・ 資本的収入 4,872 千円 ・ 資本的支出 3,960 千円

- [主な内容] ・ 給与費について、人事異動により看護師 2 名分を補正増
 ・ 地域包括ケア病床導入により入院収益および支援業務委託料を補正増
 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、医療機器の購入、トイレ等手洗用自動水栓化改修に係る補正増
 ・ 医療機器の購入に伴う病院事業債の補正増

【相川病院】

- [補正額] ・ 収益的収入 19,256 千円 ・ 収益的支出 △21,292 千円

- [主な内容] ・ 給与費について、人事異動により看護師 3 名、採用予定 1 名分を補正減
 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、トイレ等手洗用自動水栓化改修に係る補正増

議案第 9 4 号

《令和 3 年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第 1 号）概要》

1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上

2 予算規模

（単位：千円）

・ 収益的収支

収入	補正前の額	2, 583, 003	支出	補正前の額	2, 583, 003
	補 正 額	△420		補 正 額	△11, 169
	累計予算額	2, 582, 583		累計予算額	2, 571, 834

・ 資本的収支

収入	補正前の額	1, 460, 556	支出	補正前の額	2, 207, 694
	補 正 額	0		補 正 額	△972
	累計予算額	1, 460, 556		累計予算額	2, 206, 722

3 主な財源内訳（資本的収支）

（単位：千円）

- ・ 補てん財源（損益勘定留保資金）充当 △972

4 主な補正内容

（単位：千円）

○収益的収入

- ・ 一般会計補助金 △420

○収益的支出

- ・ 人事異動等に伴う人件費 △11, 169

○資本的支出

- ・ 人事異動等に伴う人件費 △972

議案第 9 5 号

《令和 3 年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）概要》

1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 新潟県発注工事で支障となる漁業集落排水管渠の布設替工事に伴う工事請負費等の補正を計上

2 予算規模

- ・ 収益的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	3,479,718	支出	補正前の額	3,444,414
	補 正 額	155		補 正 額	△3,459
	累計予算額	3,479,873		累計予算額	3,440,955

- ・ 資本的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	1,540,224	支出	補正前の額	2,254,523
	補 正 額	18,500		補 正 額	15,456
	累計予算額	1,558,724		累計予算額	2,269,979

3 主な財源内訳（資本的収支） (単位：千円)

- ・ 補てん財源（過年度損益勘定留保資金）充当 △121,493
- ・ 補てん財源（当年度損益勘定留保資金）充当 118,449

4 主な補正内容 (単位：千円)

○収益的収入

営業外収益

- ・ 他会計補助金：児童手当に係る一般会計繰入金の増額 155

○収益的支出

営業費用

- ・ 人事異動等に伴う人件費の減額 △3,459

○資本的収入

工事負担金

- ・ 工事請負費の増に伴う新潟県負担金の増額 7,000

他会計補助金

- ・ 工事請負費の増に伴う一般会計補助金の増額 11,500

○資本的支出

建設改良費

- ・ 人事異動等に伴う人件費の減額 △3,044
- ・ 漁業集落排水管渠の布設替工事に伴う工事請負費の増額 18,500

追加議案目次

議案第96号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について）	1
議案第97号	令和2年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第98号	令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第99号	令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第100号	令和2年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第101号	令和2年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について	7
議案第102号	令和2年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について	8
議案第103号	令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について	9
議案第104号	令和2年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	10
議案第105号	令和2年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	11
議案第106号	令和2年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	12
議案第107号	令和2年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	13
議案第108号	令和2年度佐渡市病院事業会計決算の認定について	14
議案第109号	令和2年度佐渡市水道事業会計決算の認定について	15

議案第110号 令和2年度佐渡市下水道事業会計決算の認定について

16

議案第96号

専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計
補正予算（第5号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を
求める。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第14号

専決処分書

令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年9月1日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第97号

令和2年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度佐渡市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第98号

令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第99号

令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第100号

令和2年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第101号

令和2年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第102号

令和2年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第103号

令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第104号

令和2年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第105号

令和2年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第106号

令和2年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第107号

令和2年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第108号

令和2年度佐渡市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度佐渡市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第109号

令和2年度佐渡市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度佐渡市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第110号

令和2年度佐渡市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度佐渡市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月7日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第 96 号

《令和 3 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 5 号）概要》

1 補正予算について

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮の協力要請に伴う協力金の給付に要する経費を計上

2 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	46,187,319
補 正 額	289,884
累計予算額	46,477,203

3 財源内訳

（単位：千円）

県支出金 289,884

4 補正項目

（単位：千円）

○感染症拡大防止協力金給付事業（新型コロナ対策）【地域振興課】

補正額：289,884